

四日市市告示第 53 号

四日市市災害見舞金等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日

四日市市長 森 智広

四日市市災害見舞金等支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市災害見舞金等支給要綱（平成 13 年四日市市告示第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する届出を受けた場合、地区市民センター等は、被害状況を書面で <u>危機管理課</u> に報告するものとする。ただし、火災によるときは、届出を要しないものとする。</p>	<p>(届出)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する届出を受けた場合、地区市民センター等は、被害状況を書面で <u>危機管理室</u> に報告するものとする。ただし、火災によるときは、届出を要しないものとする。</p>

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)